

志布志市庁舎等の在り方検討委員会（令和2年度第1回）

関係資料

資料名	ページ
志布志市庁舎等の在り方検討委員会委員名簿	1
志布志市庁舎等の在り方検討委員会設置要綱	2～3
志布志市庁舎等の在り方検討委員会の設置について	4
本庁舎移転に関する工程表	5
志布志市周辺における過去の津波	6
志布志庁舎の周辺図	7

志布志市庁舎等の在り方検討委員会委員名簿

区分			委員
1	1号委員	学識経験者(2人)	鹿児島大学 理工学研究科(工学系) 教授 鯨坂 徹
2			鹿児島大学 法文学部 准教授 片野田 拓洋
3	2号委員	各種団体の代表者等(8人)	志布志市校区公民館連絡協議会 畑山 昭俊
4			志布志市認定農業者会 吉國 政信
5			株式会社 志布志まちづくり公社 福田 快文
6			志布志市港湾振興協議会(志布志サイロ株式会社 代表取締役社長) 井沼 正典
7			志布志市PTA連絡協議会 田代 雅美
8			特定非営利活動法人 三方良 下曾小川 省一
9			公益財団法人 新大隅青年会議所 嶽野 拓郎
10			社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会 有馬 美津枝
11	3号委員	公募により選任された者又は市長が必要と認める者(2人)	子育て世代 崎田 三奈
12			移住者 田川 貴雄

事務局職員

企画政策課長	西 洋 一	総務課長	北 野 保
課長補佐	橋 本 淳 二	総務課危機管理監	河 野 穂 積
企画調整係長	横 峯 博 人	財務課長	折 田 孝 幸
企画調整係主事	草 野 頌 平	志布志支所長	小 山 錠 二
		松山支所長	中 吉 広 志
		建設課都市政策室長	富 岡 裕

志布志市庁舎等の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の将来像を実現するための適切な庁舎等の在り方を検討するため、志布志市庁舎等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「庁舎等」とは、本庁舎及び各支所庁舎（これらに附属する施設、設備等を含む。）並びにこれらの敷地をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本庁機能の段階的な移転について調査し、及び検討すること。
- (2) 庁舎等の現状及び課題の分析を行い、新庁舎の建設を含めた今後の庁舎等の在り方について調査し、及び検討すること。
- (3) 前2号の調査及び検討を行った結果に基づき、庁舎等の在り方について、その方向性を示す提言を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者等
- (3) 公募により選任された者又はその他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月21日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。

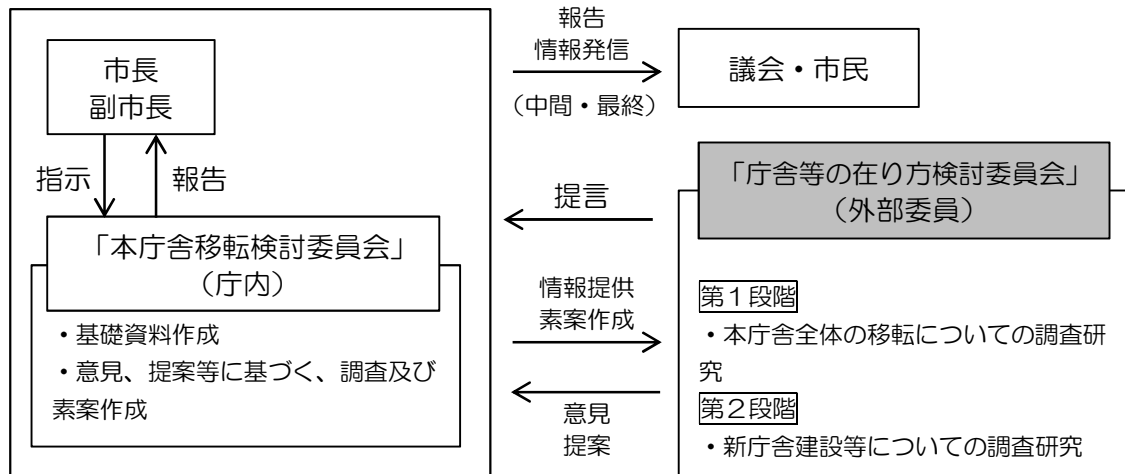
志布志市庁舎等の在り方検討委員会の設置について

1 設置の目的

本市の将来像を実現するための適切な庁舎等の在り方について、市民サービスの向上、行政機能の効率化等を含め、総合的に調査し、及び検討するため、志布志市庁舎等の在り方検討委員会を設置する。

最終的には、その結果とりまとめ、市長に提言を行う。

2 庁舎等在り方検討委員会の位置付けのイメージ



3 検討内容（中長期計画）

第1段階 「本庁機能全体の移転について」（令和2年度）

令和3年1月の本庁舎移転後、段階的な志布志本庁（現志布志支所）への本庁機能全体の移転についての検討

- ・執務スペース、駐車場等の物理的配置
- ・周辺施設の活用
- ・財政措置、時期

第2段階 「新庁舎建設等について」（令和3年度）

有明、松山及び志布志の各庁舎の耐用年数を踏まえた将来的な庁舎の在り方についての検討

- ・今後の庁舎の在り方
- ・新庁舎の位置、規模、構造、財政措置、時期等

※ 考慮すべき共通事項

- ・市民サービスの向上、行政機能の効率化、行政組織の再編、定員適正化等
- ・各種計画（総合振興計画、都市計画マスタープラン、公共施設等管理計画等）との整合
- ・中心市街地活性化

第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

第1節 志布志市の歴史

志布志市内で具体的な津波による被害の記録はないが、概ね 100～150 年間隔で発生するとされる南海トラフの地震（1605 年の慶長地震、1707 年の宝永地震、1854 年の安政南海地震、1946 年の昭和南海地震）の他、1662 年の日向灘の地震で津波被害が生じた可能性がある。

なお、南海トラフの地震は、数日～数年間の間隔をおいて隣接する領域で続けて発生する事例が見られる。

表 2-1 志布志市周辺における過去の津波

年	地震の名称	被害の概要
1605 年 2 月 3 日	【南海トラフの地震】 慶長地震 (M7. 9)	関東から南九州までの太平洋側に 10～20m の津波が来襲し、死者多数との記録あり
1662 年 10 月 31 日	日向灘の地震 (M7. 6)	日向灘の地震では最大級のもの 大隅地方で、津波（津波高さ 2～3m）、山崩れにより死者多数との記録あり
1707 年 10 月 28 日	【南海トラフの地震】 宝永地震 (M8. 6)	関東から九州までの太平洋側に 10～20m の津波が来襲し、死者多数との記録あり
1854 年 12 月 24 日	【南海トラフの地震】 安政南海地震 (M8. 4)	中部から九州までの太平洋側に最大 30m の津波が来襲し、死者多数との記録あり この地震の 32 時間前に安政東海地震 (M8. 4)、2 日後に豊予海峡地震 (M7. 4) が発生
1946 年 12 月 21 日	【南海トラフの地震】 昭和南海地震 (M8. 0)	志布志市周辺の津波高さは 1. 5m、津波到達時間は 40 分 この地震の 2 年前に昭和東南海地震 (M7. 9) が発生
1960 年 5 月 23 日	【遠地地震】 チリ地震 (M9. 5)	志布志市周辺の津波高さは 2. 0m 程度
1968 年 4 月 1 日	日向灘の地震 (M7. 5)	四国で最大 3m 以上の津波が発生したが、市内に被害の記録はない
2010 年 2 月 28 日	【遠地地震】 チリ地震 (M8. 8)	志布志市周辺の津波高さは 1. 1m 程度

その他、1961 年、1970 年、1984 年、1987 年、1996 年にも日向灘の地震 (M7 程度) により、小規模な津波が発生しているが、被害の記録はない。

出典：理科年表、気象庁ホームページ

志布志庁舎の周辺図

